

グローバル拠点を踏まえた知財予算のあり方の研究

——知財管理形態の実態調査からのアプローチ——

マネジメント第2委員会
第3小委員会*

抄 録 現在、多くの企業において、ビジネスの拡大に伴い事業がグローバル化してきている。それに伴い、海外グループ会社に開発機能を持ち、開発行為を国内外で分担している企業も増えてきている。海外に開発拠点を持つ場合、そこで生まれる知的財産の取扱いを決める必要があるが、様々な組織、事業形態に対応した管理が適切に行われている企業はどれくらいあるだろうか。

当小委員会では、グローバル拠点における知財予算(知財管理形態)の実態について調査すると共に、国内本社と海外グループ会社の組織、事業形態を考慮した知財予算のあり方について提言する。

目 次

1. はじめに
2. 開発のグローバル化の現状
3. 国内外拠点の権限等の類型化
 3. 1 集約型
 3. 2 分散型
 3. 3 ハイブリッド型
4. 各類型に属する特徴的な企業の実態
 4. 1 集約型
 4. 2 分散型
 4. 3 ハイブリッド型
5. 各類型を決める際の判断材料(留意項目)
 5. 1 第1国出願件数
 5. 2 五極以外の第1国出願
 5. 3 現地特有技術の有無
 5. 4 グローバル共通技術の有無
 5. 5 海外グループ会社設立の経緯
6. おわりに

1. はじめに

現在、事業のグローバル化に伴い、海外グループ会社に開発機能を持たせ、グローバルな商品開発をしている企業も多くなってきている。

そのような海外の開発拠点で生まれる知的財産について、様々な組織、事業形態に応じた適切な管理をすることが求められている。その中でも、知財活動の原資となる知財予算の管理は、最も重要であるといっても過言ではない。実際の各企業の海外開発拠点の知財予算の詳細を把握することは困難である。しかし、通常、特許等の知的財産に関する権利の帰属先が、知財予算を負担、管理していることが多いと考えられることより、当小委員会では、知財権の実質的な権利帰属等の管理主体を調査することにより、予算管理の実態を把握し、調査研究を進めることとした。

2. 開発のグローバル化の現状

本研究を進めるにあたり、まず、国内の様々な企業の海外グループ会社における開発実態を調査するために、マネジメント委員会委員の企業を対象にアンケートを行った。具体的には、

* 2016年度 The Third Subcommittee, The Second Management Committee

海外グループ会社等の海外拠点における開発行為の有無, それら拠点における特許出願の有無, そして, それら知財権の帰属, 各種権限についてアンケートを実施した。以下, 結果について述べる。

・アンケート企業の業種について

回答のあった64社の業種を図1に示す。最も多い業種としては電気機器の業種が多いが, 他業種も多く含まれている。

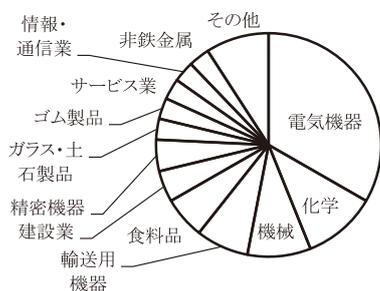


図1 アンケート回答企業の業種

・アンケート企業の国内出願数について

回答企業の年間日本特許出願件数について図2に示す。年間100件以上出願している企業が8割を超えている。

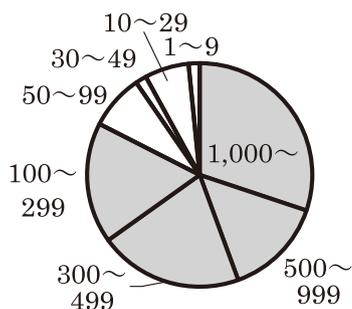


図2 アンケート回答企業年間出願件数

・アンケート企業の知財部員数について

回答企業の知財部員数について図3に示す。知財部員数30人以上の企業が約7割を占める結果となっている。

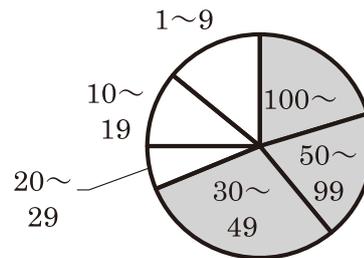


図3 アンケート回答企業知財部員数

上記の結果から, 今回のアンケートに回答していただいた企業は, 業種については, 電気機器が3割程度占めるものの, それ以外は, 多岐に渡る業種の企業である。又, 知財規模としては, 比較的大きい企業が対象となっていることが分かった。

・海外開発拠点の有無について

次に, 上記対象企業において, 海外に開発機能を有するグループ会社を持つ企業の割合, 更にそれら企業の内, 現地で生じた発明について, 特許出願を実施している企業の割合を図4に示す。

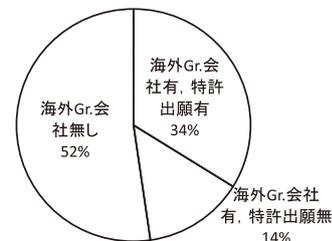


図4 海外グループ会社の状況

結果, 開発機能を持つ海外グループ会社を有する企業は, 全体の約半数(48%)であり, その企業の内, 約7割(71%)が特許出願を行っている現状が把握できた。開発機能を持つ海外グループ会社を有する企業が今回の対象企業の48%という数字が高いかどうかは, 判断に悩む所であるが, それら企業の7割が, 現地で生じた発明について特許出願を実施している事から, 開発機能を有する拠点については, 国内外, 問

わず特許出願を積極的に検討していることがわかった。

当小委員会では、海外拠点で生まれる知的財産について、様々な組織、事業形態に応じた適切な管理のあり方を研究テーマとしている。よって今回のアンケート対象中の海外に開発機能を有するグループ会社を持つ企業（31社）を対象として分析を進めることとした。

3. 国内外拠点の権限等の類型化

当小委員会では、前章で述べた通り、海外拠点の知財予算の管理実態を把握する上で、海外拠点で生まれた知財権の「帰属、権限」に対する管理主体を代用特性として調査することとし、アンケートを実施した。ここで、知財権の「帰属、権限」については、アンケート結果をまとめるにあたり、以下のように定義し、まとめる事とした。

「帰属」に関しては、海外拠点で発生した特許権等の権利の帰属（権利者等）を意味し（以下、「権利帰属」と記す）、「権限」については、それら権利の存続要否の判断権限（以下、「存続権限」と記す）及び使用・収益のためのライセンス許諾可否の判断権限（以下、「ライセンス権限」と記す）とした。

上記「帰属、権限」をまとめるにあたり、その管理主体を明確にするために、その管理形態を以下に説明する「集約型」「分散型」「ハイブリッド型」の類型に分けてまとめることにした。

・集約型

「権利帰属」、「存続権限」、「ライセンス権限」のいずれもが国内本社にある類型である（図5）。

・分散型

「権利帰属」、「存続権限」、「ライセンス権限」のいずれもが海外グループ会社にある類型である（図6）。

・ハイブリッド型

「権利帰属」、「存続権限」、「ライセンス権限」のすべてが、国内本社もしくは海外グループ会社に集中していない類型である（図7）。

この類型中には、「権利帰属」、「存続権限」、「ライセンス権限」のいずれもが、国際的に共通使用される技術は国内本社、地域的に限定使用さ

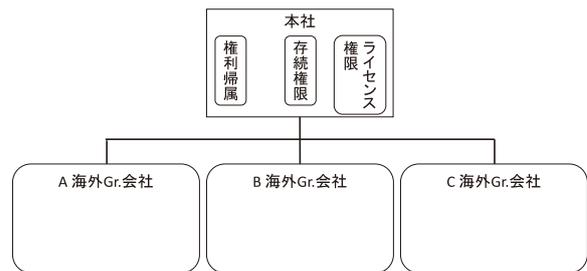


図5 集約型

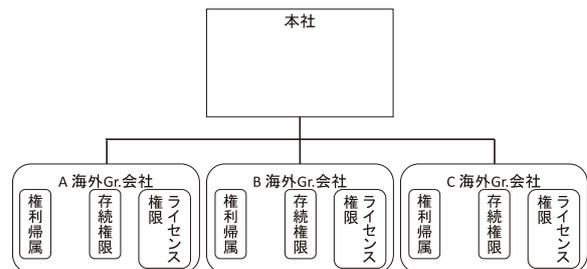


図6 分散型

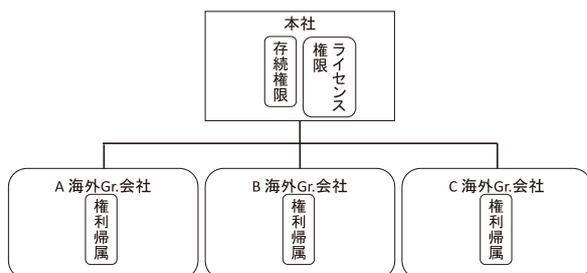
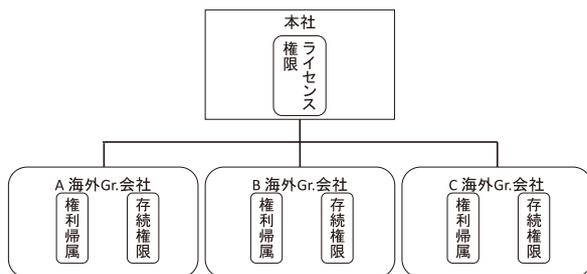


図7 ハイブリッド型

れる技術は海外グループ会社というように、集約型要素と分散型要素とを組み合わせる場合も含まれる。

前章で述べた当小委員会の調査対象31社の類型を調査すると、集約型企業が12社（39%）、分散型企業が15社（48%）、ハイブリッド型企業が4社（13%）という結果であった。次節よりこれら各類型の特徴及び課題について考察する。

3. 1 集約型

(1) 特徴

本類型は、海外グループ会社で発生した知的財産に関する権利・権限を国内本社に集中させ、一元管理することで、グローバル的に統一した知財戦略に基づき、事業活動が行われる。

アンケート回答によると、海外グループ会社を持つ調査対象31社のうち、「権利帰属」、「存続権限」、「ライセンス権限」の全てが国内本社にある企業の割合は約4割（12社）であった。

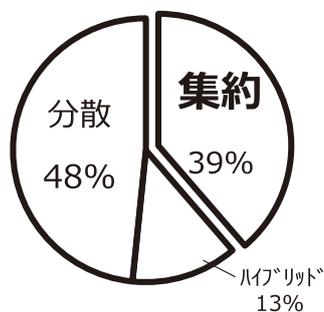


図8 「集約型」企業の割合

「集約型」企業について、業種の傾向を俯瞰してみたが、電気機器・精密機器・医薬品・食料品・サービス業等、様々な業種が含まれており、偏った傾向は見受けられなかった。このことから、業種特有の事情ではなく、各企業における知財の考え方に依り、「集約型」を採用しているものと考えられる。

又、「集約型」企業では、国内本社内において「存続権限」が事業部門や開発部門ではなく、

知財部門にある企業が83%に上った。知財部門に権限のある企業は、比較的「集約型」を採用する傾向があると考えられる。

(2) 課題

「集約型」では、海外グループ会社で生じた知的財産が国内本社に移転されることになるため、例えば、国内本社から海外グループ会社に対して開発委託を行っているような場合は、一般的に海外グループ会社の知的財産を国内本社に移転することは難しくないと考えられるが、開発委託を行っていないような場合は、移転価格税制の問題が生じると考えられる。

また、各種権限を有している国内本社は、海外グループ会社に比べて、現地ニーズのような、各国特有の情報をスムーズに入手するのが難しくなるため、知的財産の維持管理や活用に対する判断が適切に行うことができない場合もあるものと考えられる。

3. 2 分散型

(1) 特徴

本類型は、海外グループ会社で生じた知的財産に関する権利・権限をそのまま海外グループ会社に残すことで、各国特有のニーズ、環境を踏まえた知財戦略に基づき、事業活動が行われる。

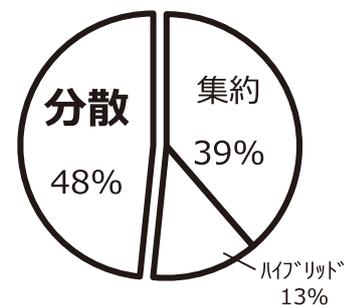


図9 「分散型」企業の割合

アンケート回答によると、前述した調査対象31社のうち、「権利帰属」、「存続権限」、「ライ

センス権限」の全てが海外グループ会社にある企業の割合は約5割（15社）であった。

「分散型」企業について、業種の傾向を俯瞰してみたところ、電気業界や自動車業界に代表されるように、一つの製品に対して多数の出願が行われるような、出願件数の多い企業が該当する傾向にあった。特に、事業規模が大きく、多種多様な事業を複数国で展開しているような企業はその傾向が強かった。

又、「分散型」企業では、国内本社で保有する権利についての「存続権限」が事業部門にあるのが40%であった。国内本社において、知財部門ではなく、事業部門に権限のある企業は、比較的「分散型」を採用する傾向にあると考えられる。

(2) 課題

「分散型」では、海外グループ会社で生じた知的財産がそのまま海外グループ会社に残されることになるため、グローバルにおける技術力、知財力が分散してしまう可能性があり、重複開発等の重複投資が生じてしまうリスクが有ると考えられる。

また、「分散型」では、海外グループ会社で生じた知的財産を、第三者に譲渡や実施許諾して権利活用するような場合や放棄をする場合において、国内本社の事業等に影響がないかの確認が適切に行われず、結果として、グループ全体の事業収益向上に権利が上手く活用されないといったリスクもあると考えられる。

3.3 ハイブリッド型

(1) 特徴

本類型は、各企業の事情に応じて、「集約型」および「分散型」それぞれのメリットを活かせるように、「集約型要素」と「分散型要素」とを組み合わせた知財戦略に基づき、事業活動が行われる。

アンケート回答によると前述した調査対象31社のうち、「権利帰属」、「存続権限」、「ライセンス権限」のすべてが、国内本社もしくは海外グループ会社の一方に集中していない企業の割合は約1割強（4社）であった。

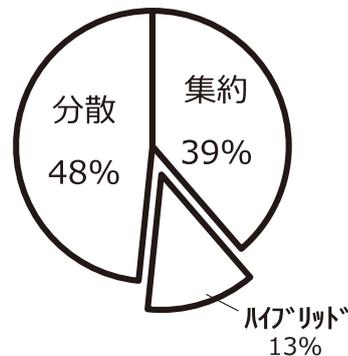


図10 「ハイブリッド型」企業の割合

「ハイブリッド型」企業の中には、既に権利・権限に関する考え方を明確に打ち立てている企業がある一方、「集約型」、「分散型」を採用している企業が海外グループ会社で生じた権利・権限に関する課題に対応するため「ハイブリッド型」を志向すべく、「集約型」企業が「分散型要素」を取り込み、「分散型」企業が「集約型要素」を取り込んでいるものの、その考え方を明確に打ち立てるまでには至っていない企業が存在していることが分かった。

権利・権限の考え方を明確に打ち立てている企業は、海外グループ会社が発明をした早期の段階で、国内本社が関与し、権利・権限を国内本社に移すか、あるいは、海外グループ会社に残したままとするかを協議して決定するという協定を国内本社と海外グループ会社間で締結するという形で集約型要素と分散型要素とを組み合わせているようである。このような企業では、国内外におけるグループ全体で必要な権利を必要な国で適切に確保することができるため、ハイブリッド型のメリットをより大きく享受することができていると考えられる。

一方、その考え方を明確に打ち立てるまでには至っていない企業においては、海外グループ会社が発明をした早期の段階で、集約・分散の判断をする体制を構築するのが比較的難しいことを踏まえて、例えば権利を保有する海外グループ会社において当該権利を放棄する前に、国内本社に対して権利存続の必要性を確認するという形で集約型要素と分散型要素とを組み合わせているようである。このような企業では、当初権利を保有していた海外グループ会社において活用されなくなった権利でも、国内本社や他の海外グループ会社において活用できる機会が確保されるため、ハイブリッド型のメリットを一定程度享受することができるのに加えて、権利・権限の考え方を打ち立てて共有化するという取組みは容易となると考えられる。

(2) 課題

「ハイブリッド型」では、権利・権限の考え方を明確に打ち立てて、それを国内本社および各海外グループ会社との間で共有化する必要があると考えられるが、各社の置かれている状況においては、その考え方を打ち立てて共有化することが現実的にはなかなか難しいということが多いと思われる。

また、その考え方を打ち立てて共有化することはできたとしても、海外グループ会社が発明をした早期の段階で集約・分散の判断を行うには、発明数が多いとそれなりの人員を含めた体制が必要になると思われるので、コストの増大が懸念される。

次章にて、前記各類型に該当する代表的な企業に対して、帰属・権限等に関してヒアリングを実施したのでその実態について紹介する。

4. 各類型に属する特徴的な企業の実態

4.1 集約型

(1) 集約型（通常型）

A社は、グローバルに事業を展開しており、製品輸出国190カ国以上、海外売上高比率80%以上、海外従業員比率55%以上という典型的なグローバル企業である。よって、研究開発もグローバルに展開しており、日本を中心としながらも、欧州、米州、中国等に研究開発拠点を設けている。A社の製品は、いかなる研究開発拠点による開発製品であっても、世界中に輸出されるものである。したがって、発明が生まれた研究開発拠点の国のみに特許出願されることは稀である。世界中のどこで発明が生まれても、原則、最終的には、特許を受ける権利が本社に帰属・譲渡されるように、世界中のグループ会社と契約を締結している。なお、この契約の骨子は世界中のグループ会社間で共通であるが、発明の種類（開発委託による発明、グループ会社の独自の開発による発明）、各国の法律等が考慮され、詳細には異なるという。そして、その特許出願等に要する経費も本社が負担する。これにより、必要な発明が、必要な国で、確実に特許出願されて権利化されるように本社知財部門により管理されている。また、特許権の存続権限やライセンス権限についても本社に集約され、世界中で発生する知財問題に対してグループの全知財力をかけて対応可能な体制が構築されている。

このように、徹底して、権利帰属、存続権限、ライセンス権限、経費負担等が本社に集約されることにより、世界共通品質の知財サポート体制が構築され、グローバルな事業展開が知財面からサポートされている。

(2) 集約型（ハイブリッド志向型）

B社では、グローバルに事業展開するにあたっては、知財担当、権利、予算、情報を本社知財部として一極集中させることがグローバル知財マネジメントにとって望ましいと考えていた。

しかし、日本の市場が人口減少により縮小傾向にある中、海外事業が日本事業を超える規模に成長し、かつ多様な現地ニーズに応える必要性が増す中、現地発の商品企画・研究開発が拡大していった。知財部門においても、こうした現地ニーズにも対応した知財活動が必要不可欠となってきている。

こうした状況下で、日本の一極集中管理では、現地ニーズを十分に吸い上げ、権利化することや、また最適な形で権利活用していくことは困難になってきた。そこで、B社では、グローバルに活用できる基盤技術の権利や知財情報、それに基づく予算は集中管理とし、それらを担当するグローバル知財部門と、現地で生まれた発明は、現地の予算で出願・権利化・活用する分散管理とし、ローカルで最適なポートフォリオを構築するローカル知財部門を設け、ハイブリッド型の知財マネジメントを志向しはじめている。

但し、この体制を確立するためには、グローバル・ローカルに活用可能な権利の見極めの可否、各国の法制、グローバル権利に関する移転価格税制問題や、グローバル・ローカルの知財人材育成等、多くの課題をクリアしていく必要がある。

4.2 分散型

C社は、国内に年間1,000件以上を出願している電気機器業界に属する企業である。国内では本社の直属組織であって、本体及びグループ企業の知財を統括する全社的知財組織と、研究所、製作所、国内海外の関係企業等の各開発拠点の知財活動を管理・運営する組織が並存する体制を有している。しかしながら権利の存続権限や

ライセンス権限、費用負担は各拠点が有しており、分散型に分類される。

また、海外については欧州、米国、中国等で事業や開発拠点を有し、各地域に本社から駐在員を派遣し、現地拠点の知財活動を支援する体制を有するが、海外拠点についてはグループ傘下の子企業・関係企業は、独立した存在であることから、各拠点が主体的に知財権を保有し運用する分散型の体制をとっている。

4.3 ハイブリッド型

D社は、事業規模が大きく、グローバル展開も広く進んだ企業であり、かつては、知的財産について企業グループ全体で管理すべく、本社が集約的（中央集権的）に行うことが望ましいと考えていた。しかし、企業グループ全体の知財を全て本社が集約的に管理することが困難であることに気が付いた。

そこで、本社が企業グループ全体の知財管理ルールを策定し、各グループ会社に遵守させている。特にM&Aで傘下となるグループ会社に対しては早い段階から、企業グループ全体の知財管理ルールを周知している。

また、企業グループ全体のポートフォリオを管理するために、企業グループ全体の知財管理ルールに、財産権の管理、つまり存続権限は本社に集約させることを明記している。つまり、グループ会社が不要と判断した財産権について、本社が企業グループ全体のポートフォリオにとって必要な財産権であると判断した場合存続させることとなっているが、その判断が財産権を放棄するタイミングでよいのかという問題がある。

E社では、本社と海外グループ会社との間で協定が定められており、海外グループ各社において発明が生まれたときは本社との協議を義務化し、本社側の発明者の有無に関わらず、その発明の帰属や出願国を協議して決定することと

している。ここで、先のD社と異なるのは、発明が生まれた早期のタイミングで本社が企業グループ全体のポートフォリオにとって重要な技術か否かを判断することで、各グループ会社の発明要否を把握し、その後の権利の帰属や管理、グループ内への水平展開、予算管理の責任を明確化する形でガバナンスを効かせている。

5. 各類型を決める際の判断材料（留意項目）

次に、これまでのアンケート、ヒアリング結果に基づき、国内本社と海外グループ会社の権利帰属等の管理主体のあり方、つまり、組織、事業形態を考慮した知財予算の管理主体を決める際のいくつかのポイントについて述べる。

5.1 第1国出願件数

今回の調査によると、海外グループ会社の第1国出願件数が30件以上/年・国である企業は全て「分散型」を採用していることが分かった。

このことは、各社様々な経緯があると思われるが、この規模の出願件数がある場合は、管理工数や体制及び費用負担の観点から海外グループ会社に権利、権限及びそれに伴う費用を持たせることが効率的であると考えられる。

一方で、海外グループ会社の第1国出願件数が10件未満/年・国である企業であっても「分散型」を採用している企業が33%あった。

これは、国内本社に権利・権限を移す「集約

型」へ移行することにより得られる効果に対して、権利を国内本社へ移行するための労力が大きいとの判断により分散されているものと考えられる。

5.2 五極以外の第1国出願

五極（日本・欧州・米国・中国・韓国）以外には、知的財産権を適切に活用するという意味で、まだ環境が十分ではなく、仮に権利・権限を国内本社に移行したとしても、各種負荷の割に効果を得ることが困難な場合が多いと考えられる。

アンケート結果からも、五極以外に第1国出願がある企業のうち、「集約型」を採用している企業は25%に留まっている。

このことから、五極以外の海外グループ会社の知財に関しては、「分散型」もしくは「ハイブリッド型」の採用が効率的であるものと考えられる。

5.3 現地特有技術の有無

現在「集約型」を採用している企業において、海外グループ会社で発生した一部の技術に関する権利・権限を海外グループ会社に持たせる「ハイブリッド型」を志向して分散型要素の取組を検討している企業が存在していることが分かった。

これは、現地ニーズを迅速かつ的確にとらえて権利を活用するために、各国において最適化を図るべき技術、つまり現地特有技術については、国内本社に集約せずに、権利・権限を海外グループ会社に残したままとするのが望ましいと判断されるような企業や、海外グループ会社における開発技術の全てを国内本社に集約することにより、移転価格税制の懸念を含めて国内本社における予算・費用の負荷が増大し、負荷軽減が望まれるような企業で検討されているようである。

| | 海外グループ会社における第1国出願件数 | | |
|---------|---------------------|-------|-----|
| | [件/年・国] | | |
| | 0~9 | 10~29 | 30~ |
| 集約型 | 9社 | 3社 | 0社 |
| ハイブリッド型 | 3社 | 0社 | 0社 |
| 分散型 | 6社 | 5社 | 4社 |

図11 各類型と第1国出願件数との関係

ただし、「集約型」企業が「ハイブリッド型」を志向する場合には、以下のような点に留意が必要であると考えられる。

第一に、海外グループ会社で発生した権利について、国内本社に移転するのか、海外グループ会社に残すのかの判断を適切に行うためには、国内本社と各海外グループ会社との間で権利情報の共有化が必要になるが、各国における言語の相違や、技術輸出管理規定などの制約を受ける可能性があると考えられる。

第二に、海外グループ会社に所管される権利を適切に取得・活用するために必要な知的財産スキルを保有する人材が海外グループ会社にて必要となるため、国内本社からの人材派遣や海外グループ会社における知財人員の教育を行う必要性があると考えられる。

5. 4 グローバル共通技術の有無

現在「分散型」を採用している企業において、海外グループ会社で発生した一部の技術に関する権利・権限を国内本社に集約する「ハイブリッド型」を志向して集約型要素の取り込みを検討している企業が存在していることが分かった。

これは、グローバルで共通に使用可能な技術、つまりグローバル共通技術について、権利・権限を海外グループ会社に分散させつつ、海外グループ会社や国内本社との製品分野が重なり合うような場合において、重複開発となるのを抑制したい企業で検討されているようである。

ただし、「分散型」企業が「ハイブリッド型」を志向する場合には、以下のような点に留意が必要であると考えられる。海外グループ会社で発生した権利について、国内本社に移転するのか、海外グループ会社に残すのかの判断を適切に行うためには、国内本社と各海外グループ会社との間で権利情報の共有化が必要になるが、各国における言語の相違や、技術輸出管理規定などの制約を受ける可能性があると考えられる。

5. 5 海外グループ会社設立の経緯

今回の調査では、焦点を当てることはしなかったが、関係企業の成り立ち・位置づけ・対象市場も集約型と分散型の採否の判断には、留意が必要である。元々同じ母体から分社化した関係企業については、その成り立ちから集約型とすることに困難な面は少ない。反面、M&Aなどによりグループに加わった企業は、システム・風土も異なることなどにより、大きなシナジー効果がなければ分散のほうが適切であろう。また、特定のローカル市場向けの技術であれば分散のほうが適切な権利保護・活用を図ることができるため、分散が適切と考えられるが、競争が大手企業である場合は、海外グループ会社が前面に立って争うのは困難な場合もあり、その場合は国内本社がグループ全体でシナジーを発揮して市場に切り込んでいく必要もあるであろう。又、グローバル共通技術については、海外グループ会社にて保有する状況とすることなく、少々ハードルが高くとも、国内本社に集約しグローバルにて活用することが望ましいと考える。

6. おわりに

開発機能を有する海外グループ会社における権利・権限の持ち方については、集約型、分散型、ハイブリッド型に類型化されることを述べてきた。

この類型については、会社規模や開発体制等がそれぞれ異なる現状では、一概にどの類型が適切であるかの判断は難しいところであるが、国内本社が、目的意識を明確にし、強いリーダーシップにより戦略を立てて、その体系を構築することが必要である。

その権利・権限の持ち方が、すなわち国内本社と海外グループ会社の知財予算のあり方を表すものであり、各種事情（技術買収的M&Aや

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

マーケット買収的M&A、現地生産拠点から進化し生まれた開発機能など等を勘案した戦略に基づき計画的に進めることが重要なポイントとなる。

さらに、海外での開発状況の変化に対応して、それに適した権利・権限及び予算のあり方を逐次見直すことも必要であると考えます。

本稿においては、国内外の拠点における知財予算、権利・権限の持ち方について、処方箋を与えるには、まだ検討が足りないと考えますが、グローバル拠点を含む全社の知財予算、権利・権限のあり方を見直す際の何らかのきっかけとなれば幸いです。

本論説は、2016年度マネジメント第2委員会第3小委員会のメンバーである、伊田厚志（小委員長：カルソニックカンセイ）、三浦孝文（小委員長補佐：ダイキン工業）、田畑周二（本田技研工業）、濱中慎治（三菱電機）、中島麻友（キヤノン）、瀧野孝浩（NTTファシリティーズ）、

田中賀郎（ウシオ電機）、長尾聡（LIXIL）、久留真一（シスメックス）、倉貫北斗（IHI）、藤原敬之（JXTGエネルギー）、佐々木浩（住友理工）によって執筆された。

参考文献

- ・飯田秀郷「グループ会社化における知的財産管理のあり方」, 知財管理 Vol.56 No.1 (2006)
- ・中務尚子, 山田威一郎「グループ企業間の商標ライセンスと移転価格税制」 LES JAPAN NEWS Vol.49 No.3 December, 2008
http://www.lexia-ip.jp/Papers/yamada/paper_yamada_les_transfer.pdf
(参照日 2017年6月26日)
- ・上野剛史「IBMの知的財産戦略—ビジネスへの貢献—」知財管理 Vol.64 No.4 (2014)
- ・平成28年度税制改正（国税庁）
http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei16.htm
(参照日 2017年5月1日)

(原稿受領日 2017年6月30日)

